東日本大震災 復興加速化のための第9次提言 における主な提言項目と対応状況等

Ι.	原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生	3
1	帰還等の促進に向けた環境整備	3
	(1) 新たな活力を呼び込むための移住・定住等の促進	3
	(2) 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外におけ	
	る対応	3
2	福島イノベーション・コースト構想の具現化を通じた産業	É
	発展	4
	(1) 国際教育研究拠点	4
	(2) 新産業の創出、人材育成等	5
3	事業者・農林漁業者の再建の加速化	7
4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策	9
5	風評払拭・リスクコミュニケーション	0
6	中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理 1	2

Ι.	地震	・津波被災地域の復興の「総仕上げ」13
Ш.	共通	課題14
	(1)	新型コロナウイルス感染症による影響への対応 14
	(2)	防災体制の充実強化15
	(3)	残された課題への的確な対応16
	(4)	被災自治体における人材確保、復興に関するノウハ
		ウ活用16
	(5)	復興五輪や10年の復興期間終了を契機とした情報発
		信 16

- I. 原子力事故災害被災地域の本格的な復興・再生
- 1 帰還等の促進に向けた環境整備

(記載は2021年5月末時点を原則)

提言内容	担当省庁	対応状況
新たな活力を呼	復興庁	○ 帰還・移住等環境整備交付金において、①地方自治体の自主性に
び込むための移	経産省	基づく事業への支援と②移住者等に対する個人支援の2つの移
住・定住等の促		住・定住促進事業に係る新規メニューを 2021 年度予算に盛り込ん
進		だ。当該交付金を活用しながら、国、県、市町村の連携のもと、地
		域の創意工夫を引き出し、海外・外資系企業・農業法人等の誘致に
		よる魅力ある働く場づくり等も通じて、活力ある地域社会の維持・
		形成を図り福島の復興・再生を加速化していく。
		○ 来訪者呼込みと消費の促進を図るべく、浜通り地域等 15 市町村
		の地域資源を活用したツアーやイベント等のコンテンツ開発等へ
		の支援を行うとともに、来訪者向けのプレミアム付商品券等によ
		る消費喚起策を講じるため、2021 年度予算として 14.6 億円を措置
		した。また、2021年3月以降に域内外の意欲的な個人や民間事業
		者等による新たなプロジェクト創出を後押しする場を3度開催
		し、プロジェクト創出に向けた様々な可能性や課題等の検討を開
		始した。
帰還困難区域の	内閣府	○ 6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区
うち特定復興再	復興庁	域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染やインフラ、医療・
生拠点区域外に		介護、買い物環境等の生活環境整備、鳥獣被害防止等の帰還環境整
おける対応		備を進めている。
		○ 特定復興再生拠点区域外については、2021年3月に閣議決定さ
		れた「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの
		復興の基本方針」(以下、「復興の基本方針」という。)において、
		個別に各地方公共団体の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指
		示解除に向けた方針の検討を加速化させ、将来的に帰還困難区域
		の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むこと
		としており、引き続き方針の検討を進めていく。また、2020 年 12
		月には、第52回原子力災害対策本部において、特定復興再生拠点
		区域外の土地活用に向けた避難指示解除に関する仕組みを決定し
		た。
		○ 帰還困難区域を抱える6町村の避難指示解除区域や特定復興再
		生拠点区域への帰還・居住に向けた動きについては、各町村と個別
		に協議を行いながら、産業の活性化、居住・生活環境の充実に向け
		たプロジェクトに福島県、関係省庁、相双機構が連携して取り組ん
		でいるところであり、今後具体化を一層推進していく。

2 福島イノベーション・コースト構想の具現化を通じた産業発展

国際教育研究拠	
点	

- 2020 年 12 月の第 28 回復興推進会議において、「国際教育研究拠点の整備について」により、以下の内容を決定し、復興の基本方針においても同様の内容を盛り込んだ。
 - ・ 福島復興再生特別措置法に位置付けられた福島イノベーション・コースト構想に関する規定を踏まえ、国際教育研究拠点は「創造的復興の中核拠点」として、原子力災害によって甚大な被害を受けた福島浜通り地域等において、国内外の英知を結集して環境の回復や新産業の創出等の創造的復興に不可欠な研究及び人材育成を行い、発災国の国際的責務としてその経験・成果等を世界に発信・共有するとともに、そこから得られる知を基に、日本の産業競争力の強化や日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指すものとする。
 - ・ 新拠点では福島の創造的復興に不可欠な研究を行い、そこから得られる知を基にイノベーションの創出につながる研究を実施することとし、基礎研究も対象としつつ、これまでの既存施設による分野縦割りでは解決が困難であった課題に対して、新たに技術・手法等を学際的に融合させて取り組み、社会実装・産業化を実現し産業構造・社会システムの転換につなげる。
 - ・ 主な研究分野として、①ロボット分野、②農林水産業分野、③ エネルギー分野、④放射線科学分野、⑤原子力災害に関するデー タや知見の集積・発信を想定し、政府全体の科学技術・イノベーション政策との整合等を図りつつ、更に具体化を図る。
 - ・ 大学院生等に対する連携大学院制度等の活用による人材育成 や、小中高校生等や地元企業の人材育成を推進するとともに、他 の研究機関が有する世界最先端の人材を活用し、研究開発・実証 を担う人材を集積・育成する。
 - ・ 新拠点の組織形態等については国が責任を持って新法人を設置することとし、その形態として国立研究開発法人を軸に検討する。復興庁を中心に関係省庁が参画する体制の下で、新拠点の研究内容等を具体化した上で既存施設との整理等を行い、2021年秋までに新法人の形態を決定する。
 - ・ 産業界や関係する民間企業等から積極的な投資を促進すると ともに、地元企業や地方公共団体等の多様な機関と密接に連携 するための組織等を構築する。国内外の大学、研究機関、企業等 の人材を集積するため、新拠点に係るまちづくり及びそれと連 動した研究環境の整備を推進する。
 - ・ 新拠点の立地については、既存施設との連携、生活環境、交通 アクセスや、参加する大学・企業等の意向等を踏まえるととも に、地元自治体の意見を尊重して、避難指示が出ていた地域への 立地を基本として選定する。
- 現在、上記の方針に基づき、2021年2月より「国際教育研究拠点に係る関係省庁会議」を開催し、復興庁を中心に関係省庁と連携し

		ながら検討を進めており、2021 年度に、新拠点に関する基本構想
		を策定することとしている。
立 立 世 の 会川 山	海田 亡	
新産業の創出、	復興庁	
人材育成等 	経産省	点分野についての実用化開発等のプロジェクトについて、2020 年
	農水省	度は69件を「地域復興実用化開発等促進事業」で採択し、各分野
	国交省	の実用化開発プロジェクトを推進した。また、当該事業について
	内閣官房	2021 年度予算の必要額 57.0 億円を確保した。2020 年 11 月には対
	文科省	面とオンラインを併用して地元企業と進出企業のビジネスマッチ
	内閣府	ングイベントを開催した。特に廃炉産業分野については、2020年
		7月に地元企業と元請企業をつなぐワンストップ窓口を福島イノ
		ベーション・コースト構想推進機構に新たに設置し、マッチング機
		会の提供など各種支援を実施した。
		○ 「福島新エネ社会構想」については、今年度から「第2フェーズ」
		を迎えるに当たり、2050 年カーボンニュートラルという目標も踏
		まえ、「再生可能エネルギー」と「水素」を柱とし、更なる「導入」
		拡大」に加え「社会実装」への展開のフェーズとすることを目指し、
		2021年2月に改定した。「再エネトップランナー県」として県内の
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		風力発電の導入量を3倍に拡大することや産総研福島再生可能エ
		ネルギー研究所(FREA)における研究開発拠点機能の強化、福島水
		素エネルギー研究フィールド(FH2R)も活用した水電解装置の更な
		る大型化・モジュール化に係る技術開発の推進や FH2R 等で製造し
		た水素を県内で活用した水素社会実現に向けたモデル構築などを
		通じ、本構想の実現に向けて取り組んでいく。
		│ │○福島イノベーション・コースト構想推進機構は、福島ロボットテス│
		トフィールドの施設・設備を用いて、プラント点検や警備、国際イ
		ベントでドローンを運用する際のそれぞれのガイドラインを 2020
		年5月に策定した。ドローンを遠隔から識別する技術や複数のド
		ローンの運航管理を行う技術については、福島ロボットテストフ
		ィールドを活用した開発・実証等を進めている。2020年9月には、
		ドローンの研究開発段階の飛行の際に想定される事項を踏まえ
		た、飛行に関する許可・承認の審査要領が改正され、合わせて、研
		究開発のための試験飛行を目的とした航空局標準マニュアルが設
		定されたことにより、福島ロボットテストフィールドにおける開
		発等における飛行申請手続きが簡素化された。2021年4月からは、
		福島ロボットテストフィールドに国土交通省航空局職員を派遣・
		常駐させ、ドローンや空飛ぶクルマの試験飛行等に際し現場での
		制度面の助言などサポートを行っているところ。
		│ ○ 12 市町村の避難指示解除区域等への企業立地に際しての用地取
		得や建設設備等を支援する「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助
		金」について、2020 年度は新たに 26 件採択した。また、同補助金
		について 2021 年度予算として 215.1 億円を確保するとともに、地

元への経済効果を要件に入れた新枠を設けるなどの制度改正を行った。

なお、移住を含めた人材確保に対する支援として、上記補助金の 採択事業者を対象に人材確保のポイントやノウハウをお伝えする 「雇用確保支援セミナー」を 2021 年 2 月にオンライン形式で開催 した。

帰還・移住等整備交付金においても、①地方自治体の自主性に基づく事業への支援と②移住者に対する移住支援及び起業支援の2つからなる移住・定住促進事業に係る新規メニューを2021年度予算に盛り込んだ。当該交付金を活用しながら、国、県、市町村の連携のもと、地域の創意工夫を引き出し、12市町村の移住等を促進することで、活力ある地域社会の維持・形成を図っていく。

さらに、浜通り地域等での起業・創業を目指す個人・事業者等に対し、専門家によるハンズオン支援等を行う、福島テッククリエイト (FTC) 事業を 2020 年度より開始した。

このほか、構想に係る各施設の利活用や来訪を促進するため、構想の中核拠点である福島ロボットテストフィールドにおいて、福島イノベーション・コースト構想推進機構主催の実演展示会等を開催した。2021年3月末時点で324の活用事例があり、39,400人が来訪している。また、伝承館の来訪促進に向けて、福島県において、資料展示に加えて、研修事業等も実施し、2021年5月末時点で約53,000人が来館した。

- 2021 年4月、「農林水産分野の先端技術展開事業」において、ICT やロボット技術などを活用した農林分野の4課題(①稲作の大規模化・省力化に向けた農業用水利施設管理省力化ロボットの開発、②見える化技術を活用した土壌肥沃度のばらつき改善技術の開発、③ICT技術・放牧を活用した肉用繁殖雌牛管理技術の効率化システムの開発、④3Dスキャナ等搭載ドローンと深層学習を活用した帰還困難区域等の森林資源利用システムの開発)の研究開発と、被災地の状況変化等に起因して新たに現場が直面している課題の解消に資する農水分野5課題(①特定復興再生拠点区域等の円滑な営農再開に向けた技術実証、②広域エリアを対象とした大規模水田営農における生産基盤技術の確立、③先端技術を活用した施設野菜・畑作物の省カ高収益栽培・出荷技術の確立、④多様な漁業種類に対応した操業情報収集・配信システムの構築、⑤ICTインフラを用いた効果的な種苗放流による資源の安定化)の実証研究の採択地区を決定した。
- 地元の事業者がグループを形成して荷物を集約し共同配送を行う場合に、その取組を補助する事業を 2020 年度に創設し、2021 年 4 月末時点で 2 グループへの支援を行っているところ。さらに、物流環境の回復に向けて、地元や物流事業者の実情をよく伺いながら、特に大口貨物の集配送サービスが十分に回復していない地域

において、物流事業者同士が連携して集配送を行うことを検討するなどの取組を進めている。

- 2021 年度自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金において、引き続き帰還困難区域等に指定されている特定復興再生拠点区域を補助対象地域に含めるとともに、復興の状況等に応じた補助率の変更(避難指示解除後3年以内の地域を高補助率にする等)を行い、支援のメリハリ付けを行った。
- 福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、義 務教育段階及び高等学校段階における企業等からの有識者や技術 者の招へい、フィールドワーク、企業等と連携した課題研究等といった特色ある教育プログラムの実施を支援するとともに、同教育 プログラムの実施に係る高校と企業等とのコーディネート等について支援している。

また、国立福島工業高等専門学校においては、地球的視野から 人や社会や環境に配慮し、持続可能な社会の発展に貢献できる人 材育成等を目標に掲げ、廃炉人材の育成などにも取り組んでいる。

○ 小中高が一貫して取り組む「ふるさと創造学」やふたば未来学園中学校・高等学校における中高一貫カリキュラムなど、ふるさとの復興を担い、その取組を世界へ発信していく能力をもつ人材を育成するための特色あるカリキュラムを編成、実施、発信していくための支援をしている。

3 事業者・農林漁業者の再建の加速化

復経 内観 農環原産 閣光 水境庁省 府庁省

- 地元事業者による事業再開を促進するべく、「中小・小規模事業者の事業再開等支援事業」において、これまでに約1,200件の設備投資等の支援を行ってきたところ。2021年度からは、特定復興再生拠点区域等での事業再開を対象として、補助率を3/4から4/5に、補助対象経費上限額を3,000万円から4,000万円に引き上げるなど、復興の状況に応じた支援の重点化を図っている。事業再開後の事業継続については、官民合同チームを通じて人材確保や販路開拓、経営コンサルティング支援等を行っており、引き続き事業再開・事業継続を後押ししていく。
- 福島県が実施する滞在コンテンツの充実・強化、受入環境整備、プロモーション強化等の国内外から福島県への誘客を図る取組や、観光復興促進のための調査を引き続き支援するほか、地域の伝統・魅力等発信支援事業において地域の伝統・魅力等の発信により風評被害の払拭や交流人口の増加などを目指す取組を支援している。

- 来訪者呼込みと消費の促進を図るべく、浜通り地域等 15 市町村の地域資源を活用したツアーやイベント等のコンテンツ開発等への支援を行うとともに、来訪者向けのプレミアム付商品券等による消費喚起策を講じるため、2021 年度予算として 14.6 億円を措置した。また、2021 年3月以降に域内外の意欲的な個人や民間事業者等による新たなプロジェクト創出を後押しする場を3度開催し、プロジェクト創出に向けた様々な可能性や課題等の検討を開始した。
- 福島県営農再開支援事業、原子力被災 12 市町村農業者支援事業等により、住民の方々が早期に営農を再開し、作付面積を拡大できるよう、農業関連インフラの整備、除染後の農地等の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、経営の大規模化等を促進するとともに、自然栽培をはじめ、有機農業の普及、施設園芸の導入等の新たな農業への転換を支援しており、被災 12 市町村における営農再開面積は 2018 年度末の 5,038ha から、2019 年度末で 5,568ha となっている。

担い手への農地の利用集積の促進を図るため、被災 12 市町村では、市町村に代わって福島県知事が農用地利用集積等促進計画を策定できるようにする(2021 年 4 月に施行された改正福島特措法の特例措置)とともに、新たに 2021 年度予算において農地バンクの現地コーディネーターの配置等の取組を支援する「原子力災害被災 12 市町村農地集積・集約化対策事業」として 1.23 億円を措置したところ。

- 市町村を超えて広域的に農産物生産と加工等が一体となって価値を創出する高付加価値産地の具体化に向けて、2021年度予算において、こうした産地の創出に必要な野菜の冷凍・加工施設の整備等を支援する「福島県高付加価値産地展開支援事業」として51.8億円を措置した。
- 福島の森林・林業の再生に向け、2016 年3月に復興庁・農林水産省・環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」及び復興の基本方針に基づき、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策(福島県においては「ふくしま森林再生事業」として実施。)を44市町村で実施するとともに、「里山再生モデル事業」の成果等を踏まえ実施している「里山再生事業」については、2021 年5月までに9地区を選定し、取組を進めている。また、原木しいたけ等の特用林産物の産地再生に向けて、きのこ栽培用の生産資材の導入や、人工ほだ場等の施設整備への支援を実施しているほか、非破壊検査機器の活用により安全性が確認されたきのこ(まつたけ)について出荷可能となったことを受け、関係省庁が連携し、その他のきのこ・山菜への適用拡大に向けた取

組を進めている。さらに、しいたけ原木等生産のための広葉樹林について伐採・更新による循環利用が図られるよう、2021 年度から、計画的な再生に向けた取組を「里山・広葉樹林再生プロジェクト」として推進している。一方、木材産業の再生に向けて、製材工場やチップ工場への放射性物質測定装置の設置、バーク(樹皮)等の処理経費等の立替支援や有効利用の推進を行っている。

○ 福島県の沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の 2020 年の水揚量は 震災前の約 18%で、水揚量の増加を目指し、2021 年4月からは 試験操業を終了して段階的に操業拡大を図っているところであ り、「がんばる漁業復興支援事業」を活用し、水揚量の回復を支 援している。さらに、放流種苗の確保、省エネ型漁業用機器等の 導入の支援、漁船の建造への支援等により、福島の水産業の復興 を支援している。また、福島における水産加工流通業の回復に向 け、水産物が確実に流通されるよう共同出荷による消費地市場へ の流通拡大の実証を支援している。また、水産物の消費拡大を推 進すべく、各方面の専門家からなる検討会で議論した。福島県水 産物については、課題となる風評対策についてはフェアの開催、 量販店やメディアでの情報発信を、販路回復については水産エコ ラベルの取得支援を、原料不足については他産地からの原料輸送 費の支援などにより、風評払拭のための取組に対する支援を継続 して行っている。

4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策

福島イノベーシ 経産省 ョン・コースト 文科省 構想を軸とした 農水省 産業発展

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、2019 年 12 月に「中長期ロードマップ」を改訂し、周辺地域で住民帰還と復興が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則として打ち出すとともに、安全を再優先に、各対策の工程を見直した。引き続き、「中長期ロードマップ」に基づき、リスク低減を最重視した考え方の下、安全確保を最優先に取り組んでいく。
- タンク内で貯蔵している多核種除去設備等処理水(ALPS 処理水)の取扱いについては、2021 年 4 月に第5回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議を開催し、各種法令等を厳格に遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。さらに、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」を新たに立ち上げ、夏ごろを予定する「中間とりまとめ」に向け、今後の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討していく。

- 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において、ALPS 処理水の海洋放出後に風評被害の発生が確認された場合には、賠償期間や地域、業種を画一的に限定しないこと、統計データの分析等により風評の影響を合理的かつ柔軟に推認するなど、被害者に立証負担を一方的に寄せないこと等によって、被害者に寄り添いながら、被害の実態に見合った必要十分な賠償を行うよう東京電力を指導していくことを決定した。また、迅速かつ適切な賠償が行われるよう、賠償方針の周知や支援、東京電力への働きかけなどを行うための処理水損害対応支援室を立ち上げた。
- 円滑な賠償の実施に向けては、原子力損害賠償紛争審査会において被災地の実態を把握するとともに、東京電力の賠償状況をフォローアップしている。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて被害の実態に応じた和解の仲介を実施し、2020 年 12 月末時点で累計約 21,000 件の和解が成立しているほか、関係省庁等が連携して事故被害者へ賠償請求を促す広報を行っている。

5. 風評払拭・リスクコミュニケーション

風評払拭・リス クコミュニケー ション等の推進 復農経消文厚内外興水産費科労閣務庁省省者省省省市省

- 2017 年 12 月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対して、正確で効果的な情報発信や被災地産品の販路拡大など、政府一体となって取り組んでいる。海外の風評払拭や輸入規制の撤廃について、具体的には、以下の取組を実施した。
 - ・外国人が抱く福島や日本の安全性に関する疑問や不安を解消するポータルサイト「Fukushima-Updates」を 2021 年 3 月に開設した。
 - ・福島において未来に向けて挑戦を続ける7名の方にフィーチャーした短編「FUKUSHIMA INDEX」を2021年3月に公開した。
 - ・160 の国・地域に向け、福島県を中心とする東北の魅力を伝えるテレビ番組「Magical Journey」を 2021 年 3 月に NHK WORLD-JAPAN で放送した。
 - ・復興庁 YouTube チャンネルを 2020 年 10 月に開設し、これまで復興庁が作成した各種発信動画も含め、より広く国内外から閲覧できるようにした。
 - ・訪日及び被災地訪問ができない外国人向けに、本邦在住の外国人写真家が現地をリポートする動画「Imagining Tomorrow FUKUSHIMA/IWATE/MIYAGI」を多言語字幕付きにて作成し、復興庁 HP、復興庁 YouTube チャンネル及び東日本大震災発災10年ポータルサイトにて2021年3月以降順次公開した。

- 日本産食品等に対する輸入規制に関しては、オンラインや電話会談等の形式で開催された二国間会談・国際会議等を含めあらゆる外交機会を活用し、総理陣頭指揮の下、関係閣僚等で連携し、輸入規制維持国・地域への働きかけを行った。その結果として、2020年4月以降、モロッコ、エジプト、UAE、レバノン、イスラエル、シンガポールが規制を撤廃し、規制を講じた54か国・地域のうち計40か国・地域で撤廃が実現した。また、香港、仏領ポリネシアでも更なる緩和が行われ、規制を維持する14か国・地域のうち、これまで計12か国・地域で緩和が実現した。
- 2017 年 12 月に策定した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、国内外に対して、正確で効果的な情報発信や被災地産品の販路拡大など、政府一体となって取り組んでいる。被災地全体の農林水産品についての風評払拭に向けて、具体的には、以下の取組を実施した。
 - ・消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省の連携による一般消費者との意見交換会を 2020 年度は4回、2011年度からの累計では82回開催した。
 - ・消費者の目線でわかりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&A」を改訂し印刷配布するとともに消費者庁 HP で公開し た。
 - ・「食品と放射能 Q&A」を基に、理解のポイントを整理しハンディタイプにまとめたパンフレット「食品と放射能 Q&A ミニ」を改訂し、印刷配布するとともに消費者庁 HP で公開した。
 - ・インフルエンサーを起用して福島産農産物等の魅力と安全性 を伝える動画「おいしい福島」を復興庁 You Tube チャンネ ルにて公開し、全 10 動画の合計で 235 万回視聴された。
- 福島県農林水産業再生総合事業を活用して、第三者認証 GAP や水産エコラベルの取得促進、農林水産物の放射性物質検査の推進及び事業者向け商談会やバイヤーツアー、オンラインストアへの出展促進といった販売促進など、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援を行った。

また、2020 年度福島県産農産物等流通実態調査結果では、仲卸業者等の納入業者が納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりも低く評価している認識の齟齬はやや改善傾向にあることや、全国平均との価格差が生じている背景は品目ごとに異なるが、それぞれの背景に応じたブランド力強化などの取組が必要であることなどが明らかになった。今後、これらの調査結果を業界団体に対し丁寧に説明していくことを予定している。加えて、「食べて応援しよう!」とのキャッチフレーズによる情報発信の下、生産者、消費者等の団体や食品事業者等、多様な関係者の協力を得て被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用を進めている。

- 小学生とその両親をターゲットに、福島全市町村の魅力と放射線の基礎知識をゲームで楽しく学べるすごろくゲーム「ふくしま旅スゴ」を復興庁 HP にて公開した。また、福島産農産物等に不安を感じている 20~40 代のパパママ層をターゲットに、福島産農産物等の魅力と安全性を伝える動画「おいしい福島」を復興庁You Tube チャンネルにて公開し、全 10 動画の合計で 235 万回視聴された。さらに、福島県を拠点に三大都市圏をオンラインでつなぐ全国リモートクッキングを開催した。
- 児童生徒の放射線に関する科学的な理解の一助となるよう、放射線副読本を全国の小・中・高等学校等に配布するとともに、学校現場での活用を促すために周知を図った。また、放射線副読本の活用状況のフォローアップ調査の結果を踏まえ、放射線副読本について、最新の状況を踏まえた時点更新に係る作業を進めるとともに、① 復興が進展している被災地の姿の紹介や、② 教育のICT 化に対応したよりわかりやすいデジタルコンテンツの活用のための検討を進めた。

6. 中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理

中間貯蔵施設の 整備、指定廃棄 物等の処理

環境省

- 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、仮置場等の早期解消に向け、2020年度は約387万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設へ輸送し、2021年3月末時点で輸送対象物量の約75%に相当する累計約1,055万㎡の輸送を完了している。また、2020年12月に公表した「2021年度の中間貯蔵施設事業の方針」において、2021年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるなどの方針を示した。
- 2016 年に示した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業や、理解醸成のための取組等を政府内で連携して実施した。具体的には、南相馬市東部仮置場及び飯舘村長泥地区での再生利用実証事業において、空間線量率等のモニタリング結果から安全性の確認を行った。飯舘村長泥地区では、食用作物等の栽培実験を実施し、生育性・安全性を確認している。これまでに得られた食用作物の放射性セシウム濃度の測定結果は、検出下限値未満とされ得る値となっている(厚生労働省の定める食品中の放射性セシウム検査法では、検出下限値は20ベクレル/kg以下とされている。検出されるまで測定した結果、0.1~2.3ベクレル/kgとなっており、一般食品の放射性物質の基準値である100ベクレル/kgよりも十分低い値となっている。)。また、除去土壌

等の減容・再生利用に関する検討会や再生利用の実証事業等の情 報について、報道発表や環境省ウェブサイト等を通じて広く発信 した。さらに、2021年度から、東京を皮切りに全国各地で対話集 会を開催するなど、再生利用・県外最終処分に向けた全国での理 解醸成活動を抜本強化することを公表した。

○ 福島県内の指定廃棄物等の処理については、安全を第一に特定 廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター) への搬入を進めており、2021年3月末までに計170,631袋の搬入 を完了した。2020年12月より特定復興再生拠点区域の整備事業 から生じる特定廃棄物等を処理するクリーンセンターふたばの整 備に着手した。2018年8月に開館した特定廃棄物埋立情報館「リ プルンふくしま」を通じて、事業に関する情報発信に努めてい る。福島県外の指定廃棄物等の処理については、宮城県において は8,000 ベクレル/kg 以下の汚染廃棄物の焼却処理等を順次実施 (4圏域すべてにおいて試験焼却終了、本焼却も1圏域で終了) している。栃木県においては指定廃棄物を保管する農家の負担軽 減を図るため市町単位での暫定的な集約化の方針を 2018 年 11 月 に合意し、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取り まとめるとともに、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行 われるよう、県や各市町と連携して取り組むことを確認した。現 在、当該方針に基づく集約化の実施に向けて、県・保管市町と調 整を行っており、2021年6月には那須塩原市に対し暫定集約に係 る協力要請を行った。2021年3月末までに、指定廃棄物の指定解 除が計39件、約882トン行われている。加えて、基準値以下の 農林業系廃棄物の処理加速化事業についても、岩手県及び宮城県 を中心に、牧草、稲わら、堆肥及びほだ木の処理が進められてい る。

Ⅱ.地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」 復興庁

被災者支援

期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被 農水省 災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むこと により、復興事業がその役割を全うすることを目指す」という方 針を改めて示したところであり、この方針に基づき、各分野の取 組を着実に進める。 ○ 心のケア等の被災者支援については、復興の基本方針において

き被災者に寄り添った取組を推進していく。

も、事業の進捗に応じた支援を継続することとしており、引き続

○ 地震・津波被災地域について、復興の基本方針において「第2

○ 地震・津波被災地域の水産加工業の風評対策や販路回復等のた。 め、ウェブを活用した被災地水産加工品の情報発信や、水産加

- エ・流通の専門家による事業者の個別指導及びセミナー等の開催、被災地の水産加工業者等が行う販路の回復・新規開拓等の取組に必要な加工機器の整備等を支援している。
- 土地区画整理事業により造成した土地や防災集団移転促進事業による移転元地等の活用について、計画段階から土地活用の段階まで、ハンズオン支援により地域の個別課題にきめ細かく対応し、復興施策と一般施策とを連携させ、政府全体の施策の総合的な活用を図りながら、被災地方公共団体の取組を引き続き後押しするため、2021年4月にワンストップ相談窓口を設置するとともに、復興庁調査費を活用しながら具体的な課題解決のための即地的な検討を市町村と共同で行っている。
- 東日本大震災事業者再生支援機構(以下、「震災支援機構」という。)による支援決定期限である 2020 年度末までの期間を最大限有効活用した結果、震災支援機構設立以来、累計の相談受付件数 2,939 件、累計の支援決定件数 747 件に至った。また、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供の強化に資する人材を新たに採用する予定である等、第 1 期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に引き続き全力で取り組んでいる。累積の支援完了件数は、2021 年 3 月末時点で当初想定を超える 199 件に至っており、今後も必要な支援を実施しつつ、支援先の本業支援等を通じて可能な限り多くの事業再生に努めていく。こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図るための検討を行っている。
- 復興の基本方針に基づき、一刻も早い復旧・復興事業の完了を 目指し、残された事業の進捗状況に留意しつつ、残された課題に 適切に対応していく。

Ⅲ. 共通課題

新型コロナウイ 復興庁 ルス感染症によ 観光庁 る影響への対応 経産省

観経厚中財金農光産労企務融水庁省省庁省省庁省

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、雇用調整助成金については前例のない特例措置を講じることにより、事業主の雇用維持の取組を強力に支援してきたところ。感染症の影響を受けてとりわけ厳しい経営状況にある事業者に対しては、事業継続を支援するため、持続化給付金や家賃支援給付金を給付した。さらに、資金繰りについても、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して、実質無利子・無担保融資等を措置し、金融機関に対して本支援等に係る各種要請を行うなど、手厚い支援を行ってきた。
- 震災支援機構については、新型コロナウイルス感染症の影響を

		受ける支援先への対応を含めて、再生に向けた支援に丁寧に対応できるよう、金融機関・支援機関との連携強化や支援チームの組成等の体制整備を図るための検討を行っている。 ② 2020 年 7 月から Go To トラベル事業を開始し、観光関連事業者及び旅行者の双方において、互いに着実に感染拡大防止策を講じることを求めつつ、東北地方も含めた国内旅行需要の喚起に取り組んできたところ。 感染状況が落ち着いているステージ II 相当以下と判断した都道府県については、当該都道府県の事業として県内旅行の割引事業を行う場合に「地域観光事業支援」として国が財政的に支援することとしている。さらに、令和 2 年度第 3 次補正予算で「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携事業」を実施し、地方公共団体、観光地域づくり法人、観光協会等が中心となって行う地域の観光資源を磨き上げる取組を支援する等、被災地の観光振興に向けた取組を支援する。
		テンツの充実、受入環境の整備等に取り組んでいく。
防災体制の充実 強化	復興庁 内閣府 内閣官房	○ 防災体制の実質的な充実強化については、昨今の一連の災害対応を踏まえ、課題への対応を図るべく、内閣府防災担当の機構・定員を拡充してきたところ。2020年度は、従来の8参事官から10参事官に増強し、2021年度は、防災新技術導入や被災者生活再建システム構築に対応するために新規増員として5名確保し、体制の拡充・強化を図っている。
		○ 内閣府防災担当職員と内閣官房危機管理担当職員及び内閣府原子力防災担当職員についてそれぞれ相互併任をかけ、司令塔機能の強化を図っている。また、政府の迅速・円滑な初動対応と応急対策を強化する観点から、内閣官房と内閣府、そして関係省庁が、平時から「顔の見える関係」を構築し、情報交換・共有を図るよう、2020 年4月に内閣危機管理監のもとに関係省庁の局長級がチームとなって定期的に集まる「自然災害即応・連携チーム会議」を設置し、開催している。
		○ 第 204 回国会において災害対策基本法等の一部を改正する法律が 2021 年 4 月 28 日に成立し、同年 5 月 20 日に施行された。防災担当大臣の必置化や国の災害対策本部の体制の見直しなど、防災体制を強化し、災害発生時の連携対応を万全なものとしている。
残された課題へ の的確な対応	復興庁	○ 復興の基本方針において、地震・津波被災地域と原子力災害被 災地域では復興の進捗状況が大きく異なることを踏まえ、両者を 区分して各分野の取組の方針を定めており、同基本方針に基づ

		き、残された課題に適切に対応していく。
		○ 2021 年度以降の第 2 期復興・創生期間に向けて、2020 度までの 状況を踏まえた各措置のあり方について検討を行った上で、「『第 2 期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基 本方針」を定めたところであり、今後継続する措置については、 復興状況を踏まえ、更なる検討を行いつつ、適切に運用する。
		○ 2021 年 3 月、復興庁ホームページに「避難されている皆さまへのお願い~「全国避難者情報システム」等の適切な届出について~」を掲載するとともに、福島県からの県外避難者に対する避難情報の適切な届出等をお願いする文書を送付した。引き続き、関係者と調整のうえ、避難者の正確な把握に向けた検討を進める。
被災自治体における人材確保、復興に関するノウハウの活用	復興庁 総務 内閣府	○ 被災自治体における人手不足への対応については、①全国の自治体からの職員派遣、②被災自治体による任期付職員の採用等、 ③復興庁において非常勤の国家公務員を採用し被災市町村に駐在させる取組等により、人材確保を図っており(①自治体からの職員派遣や、②任期付職員の採用等に要する経費についても全額国費で支援)、2021年3月現在、被災3県の市町村に約1,600人の応援職員が在籍している。また、復興大臣から全国知事会の場で職員派遣の継続や協力の要請を行うとともに、文書による依頼も実施している。復興の基本方針においても必要な人材確保対策について明記しており、引き続き地域の実情に応じた人材確保を支援する。
		○ 今後起こり得る大規模災害に備え、復興に係る取組事例から教訓や知見を集約した「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」を 2021 年 3 月に作成し、全国の都道府県等への配布を行った。引き続き、地方公共団体から意見聴取を行い、関係行政機関等が連携しながら、復興に係る知見の継続的な収集・整理を行い、更なる普及展開の検討と実施に努めるほか、将来的に発生することが見込まれる南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に際してはそうした知見を被災自治体に共有できるよう、積極的な応援等の検討を働き掛けていく。
復興五輪や 10 年 の復興期間終了 を契機とした情 報発信	復興庁 農水省	○ 2020 年9月、復興五輪に関する情報を発信する「復興ポータルサイト」を「復興五輪ポータルサイト」として大幅にリニューアルし、コンテンツの充実やリンクの拡充等を図った。2021 年2月、同サイトの英語版を開設し、国外への情報発信を強化した。また同月、東京 2020 大会に関連した復興の取組等をまとめた「東日本大震災からの復興の取組に関するメディアガイド」を作成し、海外メディアに配布した。さらに、同年3月、被災地の復興しつつある姿や魅力の発信、風評払拭のため、聖火リレーのグランドスタートに併せ、在京の海外メディア(10 か国・地域)を対象に被災3県を巡るツアーを実施した。

- 東日本大震災の発災から 10 年を迎えるに当たり、①世界各地からの支援に対する感謝と復興しつつある被災地の姿や魅力、将来の展望を国内外に向けて発信し、復興を後押しするとともに、② 復興の取組から得られた教訓・知見を共有し、今後の大規模災害への備えとすることを目的として、2021 年 3 月にオンラインシンポジウムを始めとする発災 10 年事業を実施し、復興の進捗や成果等を含む様々な情報発信を行った。
- 福島県を拠点に三大都市圏をオンラインでつなぐ全国リモートクッキングを 2021 年 1 月に開催し、福島県産水産物を実際に調理し食すと同時に、使用した水産物を取り扱う市場でのスクリーニング検査の様子等を上映することで、福島県産食材の魅力と安全性についての理解を促進した。また、スクリーニング検査の様子等については YouTube に公開し、リモートクッキングに参加していない方にも幅広く発信した。